

法律科目試験問題（刑法） 配点 50 点

以下の【事例】における甲、乙の罪責について論ぜよ。（特別法違反は除く。）

【事例】

1. 甲（50歳、男性、平均的体格）は、自宅（一戸建て）の外壁や石垣に落書きされたり傷をつけられたりする嫌がらせを連日受けていた。嫌がらせがはじまったのは、甲がゴミの出し方を巡って近所に住むA（40歳、男性、平均的体格）と激しい口論になった直後のことであったため、甲はAの仕業ではないかと疑っていたが、Aが嫌がらせの犯人であるという決定的な証拠はなかった。甲は嫌がらせの件を警察署に相談し、その結果、警官による甲宅付近の巡回が強化されたが、嫌がらせが止まることはなかった。
2. 甲は、こうなったら自分の力で嫌がらせを止めようと考え、自宅を防犯カメラで密かに監視し、犯人があらわれたら少し痛い目にあわせて退散させようと計画した。甲は、痛い目にあわせる手段として、防犯用のカラーボール（ボールに一定の衝撃が加われば破裂し、中から液体が出てくるもの）をぶつけることで、犯人を追い返すだけではなく、犯人がAであることを特定することもできるのではないかと考えた。
甲は、カラーボールをどこで調達すればよいかわからなかつたので、友人の乙に相談した。乙は、甲の計画を聞いて最初は協力を済っていたが、甲が乙の失業中に同人に対して色々と便宜をはかったことなどを持ち出したりしたことなどから、最終的に、カラー ボールを調達してることについて済々承諾した。数日後、乙は、購入したカラー ボール 20個を甲に渡し、甲は、それと引き換えに乙が購入のために支払った金額と同額を同人に渡した。
3. 10月1日深夜、甲が防犯カメラを監視していると、野球帽とサングラス、マスクを身に着けた男性（A）が甲宅の前にあらわれ、甲宅の石垣に向かってスプレーのようなものを噴射し始めた。甲は、甲宅の裏口を出てからこっそりとAに近づくとカラー ボールをAに向かって次々と投げつけた。ボールのいくつかがAの体や頭部に命中し、驚いたAは直ちに逃げ出した。甲宅の石垣にはこれまでの嫌がらせと同様の塗料がついていた。
4. Aは帰宅後、激しい頭痛を訴え、救急車で病院に運ばれたが死亡した。甲の投げたカラー ボールがAの頭部に命中したことで、Aは全治10日程度の打撲の傷害を負ったが、それ自体は致命傷ではなく、ボールのぶつかったことによる頭部の衝撃がAに存在していた脳の高度の病変と相まって脳組織の崩壊をもたらしたことが死因であった。甲も乙も、Aの上記病変を知らず、一般人もそれを予見することは不可能であった。